

## 東芝問題から見る監査制度の実務課題

—S&W 社関連損失の監査報告事例を中心として—

上 田 耕 治

### I はじめに

2015年4月の不適切会計の公表に端を発したいわゆる東芝問題は、第三者委員会の報告を経て累計2,248億円<sup>1)</sup>の損失を計上して2015年9月にいったん終結したが、2016年12月、そのさなかに買収した工事会社に多額の損失計上の可能性があることが公表されたことにより、再び会計監査の実務対応に衆目を集めることとなった。

このように見ると、東芝問題の関心は、2015年9月までの不適切会計の局面と、2017年8月までの工事会社の損失の取り扱いに関する監査の局面の大きく2つに区分することができる。不適切会計の局面では、過去に遡って修正すべき会計処理はどのようなものかということが議論<sup>2)</sup>となり、工事会社の損失の取り扱いに関する局面では、損失の期間帰属が議論となった。

この損失の期間帰属の問題は、会社<sup>3)</sup>と監査人の見解が対立し、限定付適正意見という無条件ではない監査意見に決着した。限定付適正の監査意見が付された連結財務諸表から、投資者は東芝の財政状態および経営成績等をどのようにくみ取るのだろうか。必ずしも明朗とはいえない決算正常化<sup>4)</sup>であった。

この見解の対立は、2015年12月に買収した工事会社に関連する損失が、2016年3月期に属する

ものか、2017年3月期に属するものかの判断に関するものであったが、その監査過程で途中提出期限を迎えた四半期報告書の提出状況も係わり、むしろ、この後段の局面は、監査人の実務対応にも関心が及んだことが特徴的な事例となった。

監査報告書は、監査人と情報利用者との制度上唯一のコミュニケーション手段であり、監査報告の役割はますます重要になってきている。本稿は、監査手続および監査実務の観点から、主として東芝の2016年12月から2017年11月までの四半期レビュー報告および監査報告対応に関連した監査上の取り扱いを検討し、監査制度に関連する課題を探っている。

### II 事例の概要

#### 1. 経緯および監査結果

東芝は、2016年12月27日、2015年12月31日付で買収を完了し<sup>5)</sup>、2016年12月末までに資産価値の評価を行うこととなっている、米国CB&Iストーン・アンド・ウェブスター社（以下、S&W社と省略する。）について、先に公表した約87百万米ドルののれんの計上とは大きく異なり、そののれんが数十億米ドル規模（数千億円規模）にのぼり、かつ、その一部または全額に減損を実施することで相応の損失を計上する可能性を公表し

1) 東芝「過年度決算の修正、2014年度決算の概要及び第176期有価証券報告書の提出並びに再発防止策の骨子等についてのお知らせ」2015年9月7日。

2) 東芝「第三者委員会の調査報告書全文の公表及び当社の今後の対応並びに経営責任の明確化についてのお知らせ」2015年7月21日。

3) 本稿では、適宜、「東芝」「PwCあらた」を「会社」「監査人」と称している。

4) 日本経済新聞「綱川社長 決算は正常化」2017年8月11日朝刊。

5) 東芝「米国CB&Iストーン・アンド・ウェブスター社の買収完了について」2016年1月5日。

た<sup>6)</sup>。数千億円の損失発生が明らかにされたのである。

この評価手続に関しては、S&W社を買収したウェスチングハウスエレクトリック社（以下、WEC社と省略する。）社員から「買収した建設会社の価値算定の過程で経営幹部から不適切な圧力を受けた」とする内部通報があり<sup>7)</sup>、監査人は、東芝の監査委員会にその「圧力<sup>8)</sup>」の徹底調査を求めたとされる<sup>9)</sup>。

この調査の影響を受け、東芝は、2017年4月11日、おおよそ2ヵ月遅れで第3四半期（2016年12月）四半期報告書を提出した。監査人の四半期レビュー報告書の結論は「結論の不表明」であった。監査人は、不適切会計の問題に関連して、2016年3月期までの新日本有限責任監査法人に代わって2017年3月期以降はPwCあらた有限責任監査法人が受嘱している。

東芝は、第3四半期の財政状態および経営成績について「2016年度第3四半期連結会計期間において、主にS&W社の買収に伴うのれんに係る損失7,166億円を計上したことにより、2016年度第3四半期連結累計期間の営業損失は5,763億円、当社株主に帰属する四半期純損失は5,325億円になりました。この結果、2016年12月31日現在の連結株主資本は△2,257億円、連結純資産は299億円になりました。」と説明している<sup>10)</sup>。

日本経済新聞は、「東芝、監査意見なく決算16年4～12月債務超過2256億円 東芝は11日、2度延期していた2016年4～12月期の連結決算を発表した。米国の会計処理を巡り監査法人との溝が埋まらず監査の適正意見がない異例の決算と

なった。監査のお墨付きを失い東芝の信頼は低下が避けられず、決算には東芝の事業継続に「重要な疑義がある」との注記が付いた。5月の本決算への影響も懸念され上場維持へ予断を許さない状況が続く。」と報じている<sup>11)</sup>。

第3四半期の「結論の不表明」は、四半期レビュー報告書の文言から監査人の評価手続の未了を原因とするものであることが分かる。一方で、東芝は、調査を完了したものと判断する旨の第3四半期決算説明を行っており<sup>12)</sup>、会社と監査人の立場の違いがうかがえる。東芝は、会計処理を巡る監査法人との溝が有価証券報告書提出までに埋まらないと判断し、一時、監査人の交代も検討したが、結局、引受先が見つからず、監査法人を変更せずに2017年3月期決算を行うこととした<sup>13)</sup>とされている。

その後も見解の相違は解消せず、東芝とPwCあらたは、2017年3月期の有価証券報告書の監査意見を「限定付適正」にすることで合意し、2017年8月10日、東芝は2017年3月期の有価証券報告書および2018年3月期第1四半期四半期報告書に関東財務局に提出した<sup>14)</sup>。

## 2. 会社と監査人との見解の相違

限定付適正意見の根拠となった会社と監査人との見解の相違は、S&W社の資産価値の評価に関連した建設工事の損失計上の時期についてのものであり、S&W社買収前に存在していたプロジェクト（PJ）の工事損失の見積りに関する悪材料（損失を増加させる懸念要素）を買収時点の暫定的な見積りに反映させるかどうか、その会計処理のプロセスにマネジメントオーバーライドによる連結

6) 東芝「CB&Iの米国子会社買収に伴うのれん及び損失計上の可能性について」2016年12月27日。

7) 東芝「第178期第3四半期報告書（自2016年10月1日至2016年12月31日）の提出期限延長に関する承認申請書提出に関するお知らせ」2017年2月14日。

8) この「圧力」は、経営幹部による内部統制の無効化という意味で、東芝の開示資料ではマネジメントオーバーライドとも表記されている。

9) 山田（2017）53ページ。

10) 東芝 第178期第3四半期四半期報告書「事業等のリスク（13）継続企業の前提に関する重要事象等」13ページ。

11) 日本経済新聞「東芝、監査意見なく決算」2017年4月12日朝刊。東芝との債務超過額の数値差は端数処理によるもの。

12) 東芝「ウェスチングハウス社における調査の状況・結果について」2017年4月11日。

13) 日本経済新聞「東芝、監査法人変更へ」2017年4月26日朝刊、「監査法人前期は変更せず」2017年5月11日朝刊。

14) 日本経済新聞「限定付き適正で合意」2017年8月10日朝刊、「東芝が限定適正発表」2017年8月10日夕刊。

財務諸表への影響はあったかということとされる<sup>15)</sup>。会社は、買収を契機に新しいプロジェクトとして再スタートするもので、悪材料は考慮するべきではないと判断し、PwC あらたは、監査報告書によると、その悪材料は買収時点での暫定的な見積りに「利用すべき情報」であり、そのようなもとの見積りは「すべての利用可能な情報に基づく合理的な仮定」を欠いていると判断しているようである。

また、「圧力」に関する調査として、会社は、損益認識時期、マネジメントオーバーライド等に関して、240 万件に及ぶメールのフォレンジック調査および 100 名を超えるインタビューを行ったとしている<sup>16)</sup>。

監査上の結論として、PwC あらたは、すべての利用可能な情報にもとづけば、2017 年 3 月期決算で計上した工事関連損失の相当程度ないしすべて

の金額は、S&W 社買収の属する 2016 年 3 月期に計上するべきものと判断した。その結果、2017 年 3 月期監査報告では、会社の会計処理は企業会計の基準に準拠していないとして、限定付適正意見を表明した。図表 1 は、東芝問題の監査報告に関する事例の経緯、意見結論および見解の相違点を時系列に表している。

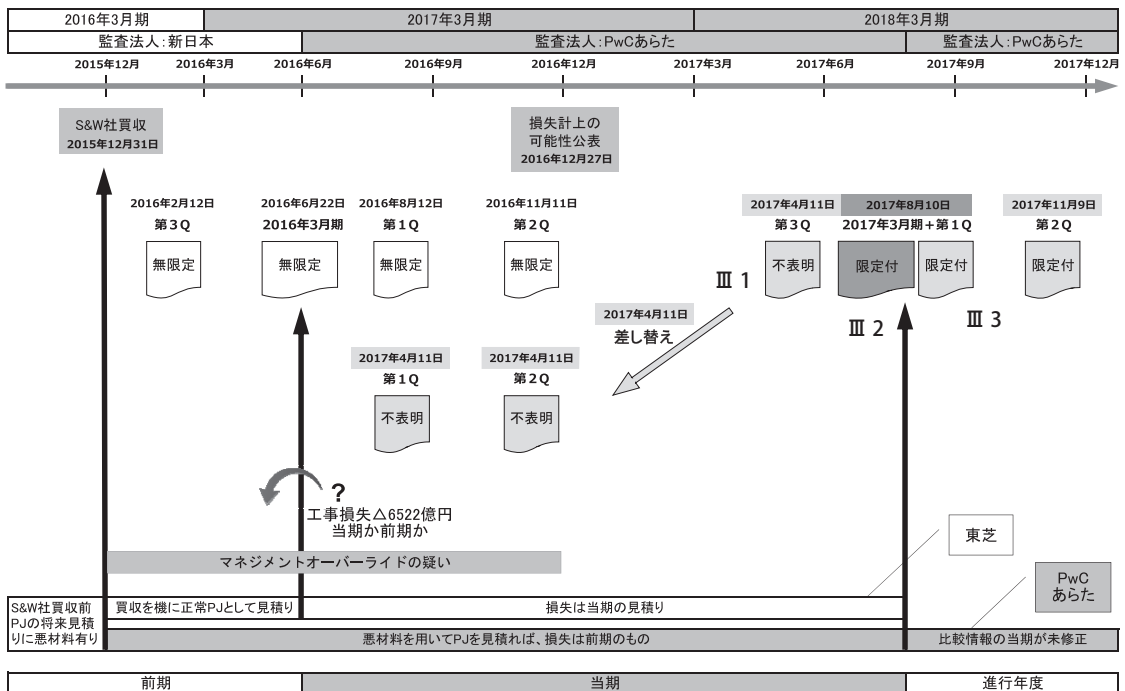
### Ⅲ 東芝問題の監査報告の状況

#### 1. 2017 年 3 月期第 3 四半期の四半期レビュー報告書 (2017 年 4 月 11 日)

##### (1) 「結論の不表明」

2017 年 3 月期第 3 四半期 (2016 年 12 月) の四半期レビュー報告は、「結論の不表明」であった。その理由は、四半期レビュー報告書に「結論の不表明の根拠」として記載されており、工事損失を認識すべき時期がいつであったかを判断するため

図表 1 東芝問題の監査報告



注 図表中に付記されたⅢ 1 Ⅲ 2 Ⅲ 3の番号は、「Ⅲ 東芝問題の監査報告の状況」への参照を表す。

15) 東芝「独立監査人の監査報告書における除外事項を付した限定付適正意見および四半期レビュー報告書における除外事項を付した限定付結論に関するお知らせ」2017年8月10日。

16) 同上。

の評価を含むマネジメントオーバーライド等の評価が未了であることが示されている<sup>17)</sup>。

結論の不表明の根拠

注記 21. 重要な後発事象の通り、WEC 社による、S&W 社の買収に伴う取得価格配分手続の過程に関連して、一部経営者による不適切なプレッシャーの存在を示唆する情報がもたらされた。株式会社東芝の監査委員会は、外部弁護士事務所等を起用して、一部経営者による不適切なプレッシャーの有無及び会計への影響等に係る調査を実施した。当監査法人は当該調査の評価を継続中であり、本四半期レビュー報告書日現在終了していないが、株式会社東芝は第3四半期連結財務諸表を作成し、提出することとした。

継続中の評価の対象事項には、注記 19. 企業結合に記載されている、2016 年度第3四半期末における四半期連結貸借対照表計上額 495,859 百万円の前提となる取得日現在の公正価値 635,763 百万円の工事損失引当金について、当該損失を認識すべき時期がいつであったかを判断するための調査に対する当監査法人の評価も含まれている。また、その他にも当監査法人の評価が終了していない調査事項があり、これらの影響についても、確定できていない。

四半期レビュー報告書日現在、当該評価手続が継続中であり、当監査法人は、株式会社東芝の監査委員会による最終的な調査結果を評価できておらず、その結果、当監査法人は、上記の四半期連結財務諸表に修正が必要となるか否かについて判断することができなかった。

結論の不表明

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、株式会社東芝及び連結子会社の 2016 年 12 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと

信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

(2) 第1、第2四半期の四半期レビュー報告書の差し替え：「無限定の結論」から「結論の不表明」へ

PwC あらたは、2017 年 3 月期第3四半期（2016 年 12 月）の四半期レビュー報告が「結論の不表明」となったことに合わせて、第1四半期（2016 年 6 月）第2四半期（2016 年 9 月）の四半期レビュー報告を「結論の不表明」に差し替える要請を行っている<sup>18)</sup>。

2017 年 4 月 11 日

各位

四半期レビュー報告書の結論不表明に関する  
お知らせ

当社は、2016 年第3四半期の四半期連結財務諸表について結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を本日受領しましたので、下記のとおりお知らせします。

—中略—

なお、当社は、監査法人から、2016 年度第1四半期報告書及び 2016 年度第2四半期報告書について、上記と同様の理由で、結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書をそれぞれ受領しております。

2. 2017 年 3 月期の監査報告書（2017 年 8 月 10 日）

(1) 「限定付適正意見」

2017 年 3 月期の監査報告は、2016 年 3 月期の工事損失引当金の暫定的な見積りに、「すべての利用可能な情報に基づく合理的な仮定」を使用していなかったことを除外事項とする「限定付適正意見」であった。会社との見解の相違が限定の根拠となっている。監査報告書の文言は、以下のとおりである。

17) 四半期レビュー報告書の参照にさいして、本稿の会社名の略称を用いた。なお、本稿の参照文言の傍線は筆者による。

18) 東芝「四半期レビュー報告書の結論不表明に関するお知らせ」2017 年 4 月 11 日。

限定付適正意見の根拠

会社は、特定の工事契約に関連する損失652,267百万円を、当連結会計年度の連結損益計算書において非継続事業からの非支配持分控除前当期純損失（税効果後）に計上した。

しかし、当該損失の当連結会計年度における会計処理は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していない。当該損失が適切な期間に計上されていないことによる連結財務諸表に与える影響は重要である。

—中略—

会社は、2016年3月31日現在の工事損失引当金の暫定的な見積りに、すべての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用していなかった。会社が、工事損失引当金について、すべての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用して適時かつ適切な見積りを行っていたとすれば、当連結会計年度の連結損益計算書に計上された652,267百万円のうち相当程度ないしすべての金額は、前連結会計年度に計上されるべきであった。これらの損失は、前連結会計年度及び当連結会計年度の経営成績に質的及び量的に重要な影響を与えるものである。

—中略—

前期決算の当時、すべての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用して工事損失引当金を計上した場合、注記28.「企業結合」の公正価値の要約表における工事損失引当金の公正価値652,267百万円のうち相当程度ないしすべての金額は、比較情報である2016年3月31日現在の連結貸借対照表の非継続事業流動負債に計上する必要があった。この結果、当連結会計年度の連結損益計算書の非継続事業からの非支配持分控除前当期純損失（税効果後）、非支配持分控除前当期純損失及び当社株主に帰属する当期純損失はそれぞれ過大に表示されている。

—中略—

限定付適正意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「限定

付適正意見の根拠」に記載した事項の連結財務諸表（関連する注記を含む。）に及ぼす影響を除き、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東芝及び連結子会社の2017年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(2) 2018年3月期における2017年3月期の監査の取り扱い

監査人は、当期の連結財務諸表だけでなく、当期の連結財務諸表と比較して表示される前期の連結財務諸表も含む全体に対して監査意見を表明する。このとき、前期の連結財務諸表等は、当期の連結財務諸表等の一部を構成する比較情報と位置づけられている<sup>19)</sup>。2018年3月期においても2017年3月期は比較情報として監査対象であり、その監査上の除外事項は、原因となった会計処理を修正しないかぎり、除外事項と扱われ「除外事項付意見」が表明される（監基報710第10項<sup>20)</sup>。したがって、2018年3月期においても2017年3月期と同様に「意見除外による限定付適正意見」の取り扱いが考えられる。

3. 2018年3月期第1四半期の四半期レビュー報告書（2017年8月10日）

(1) 「限定付結論」

「限定付結論」の根拠は、2016年3月期に「すべての利用可能な情報に基づく合理的な仮定」を使用して工事損失引当金を算定していなかったことであり、それにより「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していない」とされている。2017年3月期の「限定付適正意見」と同様の根拠である。

また、1.(2)の「結論の不表明」への差し替え（2017年4月11日）に関連して、「前連結会計年度の第1四半期…四半期連結財務諸表に対して結論を表明していない」と言及されている。

19) 連結財務諸表規則第8条の3、四半期連結財務諸表規則第5条の3。

20) 監査基準委員会報告書（略称：監基報）は、本文中にカッコ書きで引用する。



### 限定付結論の根拠

会社は、前々連結会計年度末である2016年3月31日現在の連結貸借対照表の非継続事業流動負債に工事損失引当金を計上していない。これは、会社が2016年3月31日現在の連結財務諸表を作成した時点（以下、「前々期決算の当時」という。）において、すべての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用して工事損失引当金を算定していなかったためであり、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していない。

会社が、前々期決算の当時において、すべての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用して適時かつ適切な見積りを行っていたとすれば、前々連結会計年度末である2016年3月31日現在の連結貸借対照表の非継続事業流動負債に工事損失引当金を計上することが必要であった。前々連結会計年度末の非継続事業流動負債に計上することが必要であった工事損失引当金の過少計上額は、前連結会計年度の経営成績に質的及び量的に重要な影響を及ぼすため、当監査法人は、会社の2017年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明した。また、当監査法人は、会社の2017年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に対して結論を表明していない。これらの事項が、当第1四半期連結累計期間の非継続事業からの非支配持分控除前四半期純利益（税効果後）、非支配持分控除前四半期純利益及び当社株主に帰属する四半期純利益の数値とこれらの比較情報との比較可能性に影響を及ぼすため、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明する。限定付結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の比較情報に及ぼす影

響を除き、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東芝及び連結子会社の2017年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### (2) 2018年3月期各四半期における2017年3月期各四半期の四半期レビューの取り扱い

四半期レビューの実務指針にも、年度の比較情報の監査（監基報710第10項）と同様の定めが置かれており<sup>21)</sup>、第1四半期（2017年6月）の「限定付結論」はこれによるものである。先の「結論の不表明」への差し替え対応はこの定めを適用することとも関連している。第2四半期（2017年9月）の四半期レビュー報告書（2017年11月9日）にも同様に「限定付結論」が表明されている。

## IV 監査実務上の問題

### 1. 監査意見の類型

東芝の2017年3月期の有価証券報告書の監査意見は「限定付適正意見」で決着した。監査報告上、限定付適正意見の原因となる除外事項には、次の2つの性質がある（監基報序付録2、139）。

- 経営者が採用した会計方針の選択およびその適用方法、財務諸表の表示方法に関する不適切な事項（意見に関する除外事項）
- 重要な監査手続を実施できなかったことによる監査範囲の制約（監査範囲の制約に係る除外事項）

また、監査人が「限定付適正意見」を表明するのは、次の場合である（監基報705第6項）。

- 監査人が、十分かつ適切な監査証拠を入手した結果、虚偽表示が財務諸表に及ぼす影響が、個別にまたは集計した場合に、重要であるが広範ではないと判断する場合
- 監査人が、無限定意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できず、かつ、未

21) 日本公認会計士協会（2016）第90項。

発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響が、重要であるが広範ではないと判断する場合

図表 2 は、これらの除外事項の性質とその広範性に着目して、除外事項に係わる監査意見の類型を整理したものである（監基報 705 第 A1 項）。

ここで、広範性は、虚偽表示が財務諸表全体に及ぼす影響の程度、または監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手できず、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響の程度について説明するために用いられる。財務諸表全体に対して広範な影響を及ぼす場合は、監査人の判断において以下のいずれかに該当する場合をいう（監基報 705 第 4 項）。

- (a) 影響が、財務諸表の特定の構成要素、勘定または項目に限定されない場合
- (b) 影響が、特定の構成要素、勘定または項目に限定される場合でも、財務諸表に広範な影響を及ぼす、または及ぼす可能性がある場合
- (c) 虚偽表示を含む開示項目が、利用者の財務諸表の理解に不可欠なものである場合

## 2. 2017 年 3 月期の監査意見「限定付適正意見」の検討

この監査意見は、監査報告書に「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していない旨」および確定金額ではないものの「影響額」の記載があることから意見除外の限定付適正意見と考えられる。したがって、広範性の要件を満たさないことも結論されていると思われる。これに対して除外事項の性質等に応じて検討する。

### (1) 監査意見の根拠説明

会社は、2016 年度決算説明会において、「S&W 社の買収は、当時の係争状態などのような正常ではないプロジェクトの状況下において工事効率を通常状態に戻すために工事業者を入れ替えることにより新しいプロジェクトとして再スタートするもので、電力会社より売価アップあるいは納期の延長等の同意も得ていた。新しい工事業者による見積り作業は、非常に複雑で広範囲のプロジェクトであることから 2016 年 10 月までかかるということで作業を行っていた。その結果、新規建設工事業者に切り替わることにより、CB&I 社の古い実績効率等は暫定的見積りには利用するべきではないとの判断を行っているが、これに対し、独立監査人からは CB&I 社の実績効率等の情報を暫定的見積りに使わないと判断したことに対し、会計基準で要求されているその時点で入手可能な合理的な情報などにもとづき暫定的な見積りが実施されていなかったとの指摘を受けた。」と説明している<sup>22)</sup>。すなわち、S&W 社の旧プロジェクト情報の悪材料を工事損失の見積りに適用するかどうか論点ということである。

この買収は、東芝の子会社である WEC 社と CB&I 社間の原子力発電所建設に関する追加工事原価の負担の係争を、WEC 社がその原因となる S&W 社を買収して工事負担を受け入れることで決着した事案であり<sup>23)</sup>、正常プロジェクトとして 2016 年 3 月期に工事負担の損失が少なく評価されたことには疑問もあるが<sup>24)</sup>、一方で、たとえば、取得に相当する企業結合が行われた場合には、支配を獲得したことにより、過去に所有していた投資の実態または本質が変わったものとみなす等、

図表 2 除外事項の性質と広範性

除外事項付意見を表明する原因の性質	重要な虚偽表示またはその可能性の広範性	
	重要だが広範でない	重要かつ広範である
財務諸表に重要な虚偽表示がある	限定付適正意見 (意見に関する除外事項)	不適正意見
十分かつ適切な監査証拠が入手できず、重要な虚偽表示の可能性がある	限定付適正意見 (監査範囲の制約に係る除外事項)	意見不表明

22) 東芝「監査報告書に対する当社の見解」(音声資料 tpr2017q1.mp3) 2017 年 8 月 10 日。

23) 細野 (2017) 300-303 ページ。CB&I 社は、アメリカの大手エンジニアリング会社で S&W 社の親会社であった。

24) 樋口 (2017) 222-227 ページ。

買収を機に正常プロジェクトとして見積もることを許容するようなアイデアが企業会計の基本思考にないわけではない<sup>25)</sup>。

そのような意味では、会社の主張にも理由がないわけではなく、監査報告書において正常プロジェクトとして見積もることの不適切さを説明する必要があったのではないか、情報利用者としては監査人に対して追加的な情報要求が生じているのではないかと思われる。限定付適正意見は、情報利用者にその連結財務諸表の情報利用を可とする監査意見だからである。

## （2）除外事項の性質：意見除外か範囲除外か

監査報告書には「十分かつ適切な監査証拠を入手した」ことが明示されており、限定の根拠である除外事項は、「意見に関する除外事項」の性質と認められる。この除外事項の性質に関して、①「652,267百万円のうちの相当程度ないしすべての金額」と影響額が特定されていないこと、および②その影響が広範でないことについて検討する。

### ①影響額が特定されない意見除外

意見除外の限定付適正意見の実務が不足していることから、実務慣行を量ることはできないが、たとえば、監査人は、監査の過程で集計したすべての虚偽表示について、適切な階層の経営者に適時に報告し、これらの虚偽表示を修正するよう経営者に求めなければならず（監基報450第7項）、監査役等とのコミュニケーションにさいして、監査役等が経営者に重要な虚偽表示の修正を求めることができるように、未修正の重要な虚偽表示であることを明示して報告しなければならない（監基報450第12項、傍点筆者）。そして、経営者がその修正に同意しない場合に、一定の検討のもとに、その未修正の虚偽表示が除外事項付意見の根拠となる（監基報700第9(2)項、第15項、監基報705第5(1)項）。これらのことから、除外事項付意見の監査手続において、修正すべき会計処理の提示は欠くことはできないのではないかと考える。

たとえば、「…、東芝は弁護士を動員してPwC

側に「不適正を出すなら、「適正」とされる数字を示せ」と訴訟も辞さない姿勢で迫った。」とも報じられている<sup>26)</sup>。この記事が監査業務の実際をどの程度反映しているか分からないが、もしこのような状況が、除外事項の原因の性質にあるのであれば、それは十分かつ適切な監査証拠が入手できていないことの表れとも考えられる。そのような場合には、通常、意見に関する除外事項の性質を備えていないはずである。

また、情報利用者にその連結財務諸表の情報利用を可とするときであっても、その除外事項の影響額が特定されていない場合には、情報利用者は、その連結財務諸表をどのように読めば良いのか分からない。結果的に、意見不表明や不適正意見と同じ程度の監査の役割しか果たせていないのではないかと思われる。

### ②6,522億円の広範性

6,522億円の損失は金額的に大きい。このようなとき、その多額の損失が、広範ではないということの理由についても関心が及ぶと思われる。これについて、広範性の判断要素に照らすと、未修正の事項は、工事損失引当金の見積りに未修正要素が限定され、関連する財務諸表項目も多くないかもしれない。しかし、それは影響額と会計処理が示されてはじめて広範でないといふことである。現在の監査報告書の影響額の記載内容では、影響は広範囲に及ぶかもしれないと受け取らざるを得ない。特に、その計上により、債務超過に陥ったことを考え合わせれば、財政状態を一度に継続企業の前提を危うくするまで悪化させ、経営成績を損益反転させるほどの影響が生じており、その金額の大きさの連結財務諸表全体に及ぼす影響は広範とも考えられるのではないだろうか。

①②の検討から、この監査報告は、むしろ、範囲除外の限定付適正意見の方がより適合しそうな状況にあり、または、不適正意見あるいは意見不表明のような他の選択肢も適合しそうな状況にあると思われる。これらのことから監査報告書では、確定した影響額の明示や広範には及ばないこと等除外事項の性質についての説明が加えられるべき

25) 企業会計基準委員会（2013）第89項。

26) 毎日新聞「東芝対監査 玉虫決着」2017年8月11日朝刊。



であったと考える。

### (3) 監査手続実務からの所見

監査手続あるいは監査証拠の収集は、おおよそ、監査人が設けた質問とそれに対する会社等からの回答との合理性の検討過程である。すなわち、監査のプロセスは、入手した情報により会社の主張に同意するか否かを決定する作業からなっており、根拠なく監査人の見立てに執着することはできない受動的な性格を持っている。そのような、監査プロセスを考えると、会社の説明を否定するためには、会社に対して監査人の意見をより具体的、説得的に示す必要があると思われる。今回の事例は、見解の相違が強調されるが、会社と監査人との間にそれを解消するような具体的なやりとりが十分になされていたのだろうか疑問を感じた。

S&W社を買収した2016年3月期は、不適切会計問題が公表された年度でもあり、その期に関連損失が生じていたのではないかという視点を有することは、職業的懐疑心を保持するものとして評価されるべき監査人の姿勢だと思われる。しかし、会社が2016年3月期に関連損失を計上すべきであったことを認識していたかどうかという、外部証拠に依拠しにくい監査事項については、会社にとって、会社が認識していなかったことを立証するのは困難であるし、監査人にとって、会社からの任意の情報提供により会社が認識していたことを立証するのも困難である。

期限内に監査報告を完了することが約束されている請負業務という性格も加わって、このような状況は監査の限界と考えるが、このように考えると、入手できる会社の開示資料等のみからは、会社の主張に同意することもできたように思われる。その場合は、無限定適正意見となっただろう<sup>27)</sup>。

他方、この除外事項の取り扱いに関しては、監

査人においても根拠を有しているに違いないと思われ、何らかの方法で社会的な説明があっても良いと考える。

なお、監査アプローチの観点からは、限定的な範囲で存在したと会社によって結論づけられたマネジメントオーバーライドの存在<sup>28)</sup>や期中に予期せず生じた工事関連損失についての会社と監査人の見解の相違が、重要な虚偽表示リスクの見直しや不正リスクへの対応にどのような影響を与えたか、関心が及ぶところである(監基報315第30項、監基報240第F35-2項から第F35-4項)。

### 3. 四半期結論の差し替えによる縦覧書類への影響

東芝の事例において、2016年3月期に計上すべきであった工事損失の計上が2016年12月以降に判明したことは、事後判明事実にも該当すると思われる。事後判明事実(subsequently discovered facts)とは、監査報告書日後に監査人が知るところとなったが、もし監査報告書日現在に気付いていたとしたら、監査報告書を修正する原因となった可能性のある事実をいう(監基報560第4項)。

このように考えると、監査人による、四半期レビュー報告書の結論の差し替え要請は、情報利用者に対して、今となっては不適当な監査人の過去の結論への依拠を防ぐ行動という性格を有しているかもしれない。監査の実務指針は、事後判明事実を原因として訂正が必要な財務諸表について経営者が訂正をしない場合、監査人は、監査報告書への依拠を防ぐための適切な措置を講じなければならないとしている(監基報560第16項)。その方法について、たとえば、アメリカの監査基準には、被監査会社を管轄する規制当局(証券取引委員会および証券取引所)への通知は、通常監査人が適切な開示を行う唯一の実用的な方法であると示唆されている<sup>29)</sup>。

現在、有価証券報告書等の電子開示システムで

27) ただし、監査の限界の状況においても、監査人の総括的な目的を達成できない場合には、範囲除外の限定付適正意見、意見不表明、または監査契約を解除することが必要となるかどうか評価しなければならない(監基報200第23項、第A73項)。

28) 東芝「ウェスチングハウス社における調査の状況・結果について」2017年4月11日。

29) PCAOB (2015) AS2905 para.08, AICPA (2011) AU-C560 para.A24. アメリカの監査基準では、中間期間の事後判明事実は必要に応じて年度の監査基準を適用するように定められている(AS4105 para.46, AU-C930 para.37)。

ある EDINET 上で、縦覧に供されている東芝の 2017 年 3 月期第 1、第 2 四半期の四半期報告書は、差し替えはされておらず、監査人の 2018 年 3 月期第 1、第 2 四半期レビュー報告書で「当監査法人は、会社の 2017 年 3 月 31 日をもって終了した前連結会計年度の第 1 四半期連結会計期間及び第 1 四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に対して結論を表明していない。」と表明されているのと異なり、「無限定の結論」が表明されたままの四半期レビュー報告書が添付されている。

おそらく、東芝が四半期レビュー報告書の差し替えを理由とする訂正四半期報告書の提出を行っていないのだと思われる。会社と監査人の立場や一連の状況からすると致し方ないことなのかもしれないが、縦覧書類同士の四半期レビュー報告書の記載のつじつまが合っていないのであり、投資者一般には、事情が分からないのではないと思われる。有価証券発行者を介さないような開示のしくみが必要なのかもしれない。

## V まとめにかえて

これまでの検討では、今回の東芝の監査報告事例は、監査意見は「意見除外の限定付適正意見」であるものの、他の種類の監査意見に当てはまるような実態をうかがわせる状況も見られ、監査報告での十分な説明が不足しているように思われた。このように、今回の事例は、監査上の結論よりも、監査人の監査報告での説明、すなわち、監査人が情報利用者や社会一般に対して説得的に対応できていたかという点で監査制度実務への課題があったものと考えられる。

特に、監査報告書上に除外事項の影響額が特定されていなかったことについては、社会的な評価が待たれる。監査報告書に求められている役割は、その連結財務諸表が情報利用者の経済的意思決定に安心して用いることができるかどうかを伝えることであり、そこに、条件がある場合にはどのようにして利用するかまで示すのが監査人の役割だと思われる。その意味で、意見除外の限定付適正意見の場合、影響額を組み替えて情報利用者が安心して用いることができるようにするところまで監査人の責任があると思われる。

また、監査意見の根拠説明が十分でない原因が、もし、現行の監査慣行にあるのであれば、より積極的な監査情報の提供が可能となるしくみが求められる。

監査に対する社会の期待の高まりが、監査人に厳しく向けられると、監査意見は監査人の自衛のために用いてしまわれるだろう。そのような監査人の態度は投資者保護には役立たない。この点で、監査人の社会とのコミュニケーションやそれを前提とした監査アプローチもしくは監査手法への確立が求められると考える。

現在、監査報告の改革が進められているが、監査に対する社会の期待が、監査人の社会に対する説明責任へと展開しているものであり、その意味でも、今回の東芝の監査報告事例は、監査報告制度の展開に機を合わせるように生じた事案のように思われる。

## 参考文献

- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) (2011), Codification of Statement on Auditing Standards (AU-C) AU-C Section 560 : Subsequent Events and Subsequently Discovered Facts.
- AICPA (2011), AU-C Section 930 : Interim Financial Information.
- Public Company Accounting Oversight Board (PCAOB) (2015), Auditing Standards (AS) AS2905 : Subsequent Discovery of Facts Existing at the Date of the Auditor's Report.
- PCAOB(2015), AS4105 : Reviews of Interim Financial Information.
- 企業会計基準委員会 (2013) 企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」平成 25 年 9 月。
- 日本公認会計士協会 (2016) 監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」平成 28 年 2 月。
- 樋口晴彦 (2017) 『東芝不正会計事例の研究—不正を正当化する心理と組織—』白桃書房。
- 細野祐二 (2017) 『粉飾決算 VS 会計基準』日経 BP 社。
- 山田雄一郎 (2017) 「異例の不表明を招いた東芝と監査法人の暗闘」『週刊東洋経済』2017 年 4 月 22 日号。